



2 経営第345号  
令和2年4月30日

公益社団法人 日本農業法人協会会長 殿

農林水産省経営局長



### 農業労働力確保緊急支援事業実施要綱の制定について

この度、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱が制定されたので、御了知の上、本事業の適正かつ円滑な運営につき特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても周知をお願いする。



# 農業労働力確保緊急支援事業の概要

【令和2年度補正予算額 4,646百万円】

令和2年4月30日  
農林水産省経営局就農・女性課

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により生じた外国人材の入国制限等による人手不足という新たな事態に直面する中、人手不足を解消し農業生産を維持することが急務となっている。

このため、農業経営体等が新型コロナウイルス感染症の影響により受入れ予定であった外国人材を受け入れられない時等に、代替して農作業を行う人材として他地域の農業者等即戦力となる人材及び他産業従事者、学生等の多様な人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費、研修機関に対する研修用農業機械・設備の導入等に対して支援することで、新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足を解消し農業生産を維持するとともに、将来の農業生産を支える人材を育成する。

## 2 事業概要

### I 農業労働力確保支援事業

#### 1 援農者緊急確保支援事業

人手不足経営体が代替人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費等(※)に対して支援。

[具体的な内容]

- ・ 補助対象者：農業経営体等
- ・ 支援経費：
  - ①新たに雇用した代替人材に要した技能実習生等の雇用費用を上回る費用（交通費3万円/月以内、宿泊費6,000円/日以内、賃金500円/時間以内）
  - ②農業経験の無い代替人材に対し、農業経営体等の研修指導者が研修を実施する場合の経費（2,400円/時間 研修生3人まで20万円以内、4人以上で30万円以内）
- ・ 補助率：定額

## 2 研修等支援事業

研修機関等が人手不足経営体における実習又は援農に必要な農業機械の操作方法等を代替人材に習得させるために実施する研修、研修機関等が在籍者を人手不足経営体に派遣して実施する実習及び人手不足経営体と雇用契約のない援農に対して支援。

### [具体的な内容]

- ・ 補助対象者：研修機関（都道府県営、市町村営及び都道府県が認める民間営）、JA等、業務として援農する民間団体
- ・ 支援経費：
  - ①研修機関等が代替人材に対し研修する場合の講師謝金、教材費
  - ②研修機関等の在籍者が農家に実習・援農に行く際の交通費、宿泊費、保険料、その他掛かり増し経費  
(交通費3万円/月以内、宿泊費6,000円/日以内)
- ・ 補助率：定額

## 3 人材呼び込み支援事業

人手不足経営体等及び関係協同組合等が、代替人材等を緊急的に確保するため実施する代替人材等の募集活動等に対して支援を行う事業。

### [具体的な内容]

- ・ 補助対象者：農業経営体、関係協同組合等
- ・ 支援経費：
  - ①農業経営体及び関係協同組合等が実施する求人の情報誌やサイト等への掲載費、チラシ制作費、マッチング費用等  
(都道府県に相談窓口機関を原則1機関設置し、農業経営体、関係協同組合等が実施する広告活動を一元管理)
  - ②関係協同組合等が調査会社に支払う信用調査費
- ・ 補助率：定額(1/2以内)

## II 農業労働力確保支援推進事業

I の事業における資金交付及び関連する取組を推進。

### [具体的な内容]

- ・ 補助対象者：全国農業会議所
- ・ 補助率：定額

### **III 農業機械等導入事業**

人手不足経営体への援農や就農を支援する目的で研修を実施する事業実施主体に対し、必要となる研修用農業機械及び農業設備の導入を支援。

#### [具体的な内容]

- ・ 補助対象者：都道府県、市町村、都道府県知事が認める民間研修機関
- ・ 支援経費：  
都道府県、市町村、都道府県知事が認める民間研修機関（特定非営利活動法人、学校法人、地方独立行政法人、JA 研修施設、民間の研修機関）が、援農や就農に必要となる研修を実施するために必要な農業機械、農業設備の導入費
- ・ 補助率：1/2 以内  
(1 事業実施主体当たりの国費要望額の上限は 5,000 万円)

### **3 施行日**

令和2年4月30日

### **4 問い合わせ先**

#### (I・IIについて)

農林水産省経営局就農・女性課（宮下、菅野）

メール：[reiko\\_miyashita320@maff.go.jp](mailto:reiko_miyashita320@maff.go.jp)  
[hideyuki\\_kanno660@maff.go.jp](mailto:hideyuki_kanno660@maff.go.jp)

TEL：03-3502-6469

#### (IIIについて)

農林水産省経営局就農・女性課（伊藤、遠藤、会田）

メール：[naoki\\_ito360@maff.go.jp](mailto:naoki_ito360@maff.go.jp)  
[yoko\\_endou510@maff.go.jp](mailto:yoko_endou510@maff.go.jp)  
[yoichiro\\_aida660@maff.go.jp](mailto:yoichiro_aida660@maff.go.jp)

TEL：03-6744-2160

以上



## 農業労働力確保緊急支援事業実施要綱

[ 制定 令和2年4月30日付け 2経営第345号 農林水産事務次官依命通知 ]

### 第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により生じた外国人材の入国制限等による人手不足という新たな事態に直面する中、人手不足を解消し農業生産を維持することが急務となっている。

このため、農業経営体等が、新型コロナウイルス感染症の影響により受入れ予定であった外国人材を受け入れられない時等に、農作業を代替して行う人材として他地域の農業者等即戦力となる人材及び他産業従事者、学生等の多様な人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費等並びに研修機関に対する研修用農業機械・設備の導入等に対して支援することで、新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足を解消して農業生産を維持するとともに、将来の農業生産を支える人材を育成する。

### 第2 定義

本事業における用語については別表1のとおりとする。

### 第3 事業の内容、事業実施主体等

事業の内容、事業実施主体及び補助率は別表2のとおりとする。

### 第4 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

### 第5 実施計画等

#### 1 実施計画等の作成

##### (1) 実施計画の作成

別表2の事業内容欄のI及びIIに掲げる事業を実施する全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）は、別記4に定めるところにより実施計画を作成し、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に提出し、承認を得る。

##### (2) 都道府県事業計画の作成

別表2の事業内容欄のIIIに掲げる事業について補助金の交付を受けようとする都道府県の知事は、別記5に定めるところにより都道府県事業計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出し、承認を得る。

## 2 事業の着手

- (1) 本事業については、原則として、全国農業委員会ネットワーク機構又は都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定を受けた後に実施した取組を対象とする。
- (2) ただし、全国農業委員会ネットワーク機構又は都道府県は、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に実施する必要がある場合、1の実施計画又は都道府県事業計画の承認後、その理由を具体的に明記した農業労働力確保緊急支援事業交付決定前着手届（別紙様式第1号）を経営局長（ただし、別表2の事業内容欄のⅢに掲げる事業にあっては地方農政局長）に提出するものとする。
- (3) 全国農業委員会ネットワーク機構又は都道府県は、(2)により交付決定を受ける前に事業に着手する場合、補助金の交付を受けることが確実となってから着手することとし、交付決定を受けるまでの期間内に実施した事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

## 3 事業実績の報告

- (1) 別表2の事業内容欄のI及びIIに掲げる事業を実施する全国農業委員会ネットワーク機構は、別記4に定めるところにより実績報告を作成し、経営局長に報告する。
- (2) 別表2の事業内容欄のⅢに掲げる事業について補助金の交付を受けた都道府県の知事は、別記5に定めるところにより都道府県実績報告を作成し、地方農政局長に報告する。

## 第6 個人情報の取扱い

国、都道府県、市町村、民間団体、事業実施主体及び事業実施主体から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについて、事業実施主体、都道府県、市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応するものとする。

## 第7 その他

事業実施主体は、本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省経営局就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。

### 附 則（令和2年4月30日付け 2経営第345号）

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

別表 1

## 農業労働力確保緊急支援事業における用語の定義

用語	定義
不足人員	新型コロナウイルス感染症による入国制限等により、予定していた実習が行えない技能実習生等
人手不足経営体	不足人員の発生により、緊急的に働き手が必要な農業経営体、農作業請負業者等
代替人材	不足人員の代わりに、人手不足経営体で農作業を行う者
援農	人手不足経営体において農作業を実施すること
関係協同組合等	人手不足経営体の業務を支援する、監理団体（「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項の監理団体をいう。）、農業協同組合、事業協同組合等
相談窓口機関	代替人材等を確保するため、都道府県段階において人手不足経営体等及び関係協同組合等と連携し、人手不足経営体等と代替人材等のマッチングに係る相談に対応する窓口機関
交付要綱	「担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）」

別表 2

事業内容	事業実施主体	補助率
I 農業労働力確保支援事業 1 援農者緊急確保支援事業（別記1） 人手不足経営体が代替人材を雇用する際に必要となる掛けり増し経費等に対して支援を行う事業。	全国農業委員会ネットワーク機構	定額
2 研修等支援事業（別記2） 研修機関等が人手不足経営体における実習又は援農に必要な農業機械の操作方法等を代替人材に習得させるために実施する研修、研修機関等が在籍する者を人手不足経営体に派遣して実施する実習及び人手不足経営体と契約のない援農に対して支援を行う事業。		定額
3 人材呼び込み支援事業（別記3） 人手不足経営体等及び関係協同組合等が、代替人材等を緊急的に確保するため実施する代替人材等の募集活動等に対して支援を行う事業。		定額 (1/2以内)
II 農業労働力確保支援推進事業（別記4） I の事業における助成金交付及び関連する取組を推進する事業。	全国農業委員会ネットワーク機構	定額
III 農業機械等導入事業（別記5） 人手不足経営体への援農又は就農を支援する目的で研修を実施する事業実施主体に対し、必要となる研修用農業機械及び農業設備の導入を支援する事業。	都道府県、市町村又は民間団体	1/2以内

別紙様式第1号

番 号  
令和 年 月 日

○○農政局長 殿

[北海道・全国農業委員会ネットワーク機構にあっては、  
農林水産省経営局長、沖縄県にあっては、内閣府沖縄総  
合事務局長]

○ ○ ○ ○

農業労働力確保緊急支援事業交付決定前着手届

実施計画（別表2の事業内容欄のⅢに掲げる事業にあっては都道府県事業計画）に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業費	うち国費	着手予定期	完了予定期	理由

(別記1)

## 援農者緊急確保支援事業

### 第1 事業の内容

人手不足経営体が代替人材を雇用する際に必要となる掛けり増し経費等に対して支援を行う。

### 第2 事業の対象者

- 1 支援の対象となる者は、次の要件を全て満たす人手不足経営体とする。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症による入国制限等により、予定していた技能実習生が受け入れられること等から、人手不足となっていること。
  - (2) 「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」又は「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に準拠した対策を実施していること。
  - (3) 当該代替人材に関して、本事業と重複する国による助成を受けていないこと。
  - (4) 労働関係法規を遵守すること。
  - (5) このほか、事業実施主体が別に定める要件を満たすこと。
- 2 対象となる代替人材は、次の要件を全て満たすこととする。
  - (1) 人手不足経営体と契約に基づき援農すること。
  - (2) 人手不足経営体と原則7日間以上の契約を締結していること。
  - (3) このほか、事業実施主体が別に定める要件を満たすこと。

### 第3 助成対象経費

- 1 支援対象となるのは、以下の経費のうち、不足人員に係る経費としてあらかじめ見込んでいたものを除いた経費等（掛けり増し経費等）とする。なお、掛けり増し経費の対象人数は、受け入れる予定だったが受け入れられなかつた人数（1人の予定者の労働期間を数人で分担する場合は、1人に代えてその人数）を上限とする。

#### (1) 交通費

人手不足経営体で代替人材が援農するために、人手不足経営体又は人手不足経営体が指定する集合場所等に移動する際の交通費。

#### (2) 宿泊費（居住費）

人手不足経営体で援農する代替人材のために必要なものとして、人手不足経営体が新たに手配した宿泊施設又は借上住居に係る宿泊費又は借

上料。

(3) 保険料

代替人材に係る労働保険料のうち雇用主負担分及び傷害保険料。

(4) 賃金

代替人材に支払う賃金。

(5) 農作業委託料・人材派遣料等

農業サービス事業体に支払う農作業委託料又は人材派遣会社に支払う派遣料。

(6) 研修費

人手不足経営体の指導者等が、農業経験のない代替人材に対し研修を実施する場合の経費。

2 助成額の条件

(1) 交通費

1人当たり1か月につき3万円以内（1日当たり1,000円相当）。

(2) 宿泊費（居住費）

1人当たり1泊6,000円以内。

(3) 保険料

掛かり増しでない部分も含め助成。

(4) 賃金

1時間につき500円以内。

1日につき10時間以内。

なお、1(6)に係る研修期間中については賃金の助成の対象としない。

(5) 農作業委託料・人材派遣料等

掛かり増し分。

(6) 研修費

1時間につき2,400円。

1人手不足経営体当たり、研修生3人までは1か月につき20万円以内、研修生4人以上は1か月につき30万円以内。

研修を受ける者には、1か月以上当該人手不足経営体において働く意思があること。

#### 第4 事業の手続

##### 1 事業の申請

(1) 本事業による支援を受けようとする者が代替人材を雇用することとした時は、不足人員と代替人材の雇用計画を比較した掛け増し経費等に係る調書を作成し、その根拠資料とともに、事業実施主体に助成金交付の申請をするものとする。なお、関係協同組合等が当該調書等を取りまとめ

の上、事業実施主体に提出することができるものとする。

- (2) 事業実施主体は、別記4第1の3(1)アにより審査の上、適当と判断する調書を承認する。
- (3) 調書等の内容及び様式については、事業実施主体が別に定める。

## 2 実績等の報告

- (1) 本事業による支援を受けた者は、調書に記載した事項の実績について、その根拠資料とともに、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 提出期限は、事業が終了した日から2か月以内とする。

## 3 調書等の提出先

事業実施主体が相談窓口機関等都道府県段階の機関に対し調書等及び実績等の取りまとめを委託した場合は、1(1)の者又は2(1)の者は、原則として当該委託先に調書等及び実績等を提出するものとする。

## 第5 助成金の交付等

### 1 助成金の交付

事業実施主体は、第4の1(2)により承認された者に助成金を交付するものとする。なお、事業実施主体が必要と認める場合は、助成金の概算払をすることができる。

### 2 助成金の返還等

- (1) 事業実施主体は、次の場合には、1の交付先に対し、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。
  - ア 雇用が調書にある雇用計画と大きく異なっていると認められる場合
  - イ 本実施要綱、交付要綱又は事業実施主体が定める内規に違反した場合
  - ウ 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合
- (2) 事業実施主体は、1の交付先から返還された助成金について、事業対象期間中に当該返還された助成金を用いて別表2のIの事業に係る助成を行ってもなお残余となる場合には、補助事業が完了した日から3か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度の6月末日のいずれか早い期日までに、当該残余額を国に返還するものとする。なお、補助事業の完了後において上記の残余額を返還後もなお1の交付先から助成金の返還がある場合には、事業実施主体は、四半期ごとに返還金を取りまとめ、当該四半期の末日から1か月以内に国に返還するものとする。

## 第6 事業対象期間

令和2年4月1日以降、新型コロナウィルス感染症の影響による代替人

材確保の必要性が解消された日又は同年12月末日のいずれか早い日とする。  
したがって、以下の場合は、事業対象期間中に係る取組についてのみ、本事業による支援の対象とすることとする。

- (1) 事業対象期間より前に取組を開始し、事業対象期間中に取組を終了する場合
- (2) 事業対象期間中に取組を開始し、事業対象期間が終了した後に取組を終了する場合
- (3) 事業対象期間より前に取組を開始し、事業対象期間が終了した後に取組を終了する場合

(別記2)

## 研修等支援事業

### 第1 事業の内容

研修機関等が人手不足経営体における実習又は援農に必要な農業機械の操作方法等を代替人材に習得させるために実施する研修、研修機関等が在籍する者を人手不足経営体に派遣して実施する実習及び人手不足経営体と契約のない援農に対して支援を行う。

### 第2 事業の対象者

本事業による支援の対象者は、都道府県及び市町村が運営する研修機関、都道府県知事が認める民間団体が運営する研修機関、農業協同組合、並びにその他の業務として援農を行う民間団体（以下「対象研修機関等」という。）とする。

### 第3 助成対象経費

#### 1 助成対象経費

##### （1）対象研修機関等が行う研修

対象研修機関等が、人手不足経営体における実習又は援農を予定している代替人材を対象として研修を実施する場合の講師謝金及び教材費。

##### （2）対象研修機関等が行う人手不足経営体における実習及び人手不足経営体と契約のない援農

###### ア 交通費

対象研修機関等に在籍する者が、人手不足経営体で実習又は人手不足経営体と契約のない援農を行うため、人手不足経営体又は人手不足経営体が指定する集合場所等に移動する際の交通費。

###### イ 宿泊費

対象研修機関等に在籍する者が人手不足経営体で実習又は人手不足経営体と契約のない援農を行う際に必要なものとして、人手不足経営体が新たに手配した宿泊施設又は借上住居に係る、宿泊費又は借上料。

###### ウ 保険料

傷害保険料等。

###### エ その他

対象研修機関等に在籍する者が人手不足経営体で実習又は人手不足経営体と契約のない援農する際に要するその他の掛かり増し経費。

#### 2 助成額の条件

- (1) 対象研修機関等が在籍する者を代替人材として行う、人手不足経営体に派遣して実施する実習及び人手不足経営体と契約のない援農
- ア 交通費  
1人当たり1か月につき3万円以内（1日当たり1,000円相当）。
- イ 宿泊費  
1人当たり1泊6,000円以内。
- ウ 保険料  
対象研修機関等が既に当該在籍者を被保険者として、当該実習又は人手不足経営体と雇用契約のない援農が対象となる保険に加入している場合は、助成の対象としない。
- エ その他  
1人当たり1日（8時間）につき4,000円以内。

#### 第4 事業の手続

##### 1 事業の申請

- (1) 本事業による支援を受けようとする者は、研修計画若しくは実習等計画又はその両方に係る調書を作成し、その根拠資料とともに、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、別記4第1の3(1)アにより審査の上、適当と判断する調書を承認する。
- (3) 調書等の内容及び様式については、事業実施主体が別に定める。

##### 2 実績等の報告

- (1) 本事業による支援を受けた者は、調書に記載した事項の実績について、その根拠資料とともに、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 提出期限は、事業が終了した日から2か月以内とする。

##### 3 調書等の提出先

事業実施主体が相談窓口機関等に対し調書、実績等の取りまとめを委託する場合には、1(1)の者又は2(1)の者は、原則として当該委託先に調書等、実績等を提出するものとする。

#### 第5 助成金の交付等

##### 1 助成金の交付

事業実施主体は、第4の1(2)により承認された者に助成金を交付するものとする。なお、事業実施主体が必要と認める場合は助成金の概算払をすることができる。

##### 2 助成金の返還等

- (1) 事業実施主体は、次の場合には、1の交付先に対し、助成金の一部若

しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。

ア 研修又は実習等が調書にある研修計画又は実習等計画と大きく異なると認められる場合

イ 本実施要綱、交付要綱又は事業実施主体が定める内規に違反した場合

ウ 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合

(2) 事業実施主体は、1の交付先から返還された助成金について、事業対象期間中に当該返還された助成金を用いて別表2のIの事業に係る助成を行ってもなお残余となる場合には、補助事業が完了した日から3か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度の6月末日のいずれか早い期日までに、当該残余額を国に返還するものとする。なお、補助事業の完了後において上記の残余額を返還後もなお1の交付先から助成金の返還がある場合には、事業実施主体は、四半期ごとに返還金を取りまとめ、当該四半期の末日から1か月以内に国に返還するものとする。

## 第6 事業対象期間

令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材確保の必要性が解消された日又は同年12月末日のいずれか早い日とする。したがって、以下の場合は、事業対象期間中に係る取組についてのみ、本事業による支援の対象とすることとする。

- (1) 事業対象期間より前に取組を開始し、事業対象期間中に取組を終了する場合
- (2) 事業対象期間中に取組を開始し、事業対象期間が終了した後に取組を終了する場合
- (3) 事業対象期間より前に取組を開始し、事業対象期間が終了した後に取組を終了する場合

(別記3)

## 人材呼び込み支援事業

### 第1 事業の内容

人手不足経営体等及び関係協同組合等が、代替人材等を緊急的に確保するため実施する代替人材等の募集活動等に対して支援を行う。

なお、本事業の支援に当たり、相談窓口機関において、当該都道府県における本事業の取組及び情報の一元管理を行うこととする。

### 第2 事業の対象者

本事業の対象者は、人手不足経営体等及び関係協同組合等とする。

### 第3 助成対象経費

#### 1 広告等活動費

##### (1) 対象経費

求人情報誌、人材紹介サービスサイト等への掲載費、求人チラシの製作費、マッチング費用等

##### (2) 対象求人

人材募集情報の一元管理のため相談窓口機関に登録された求人

#### 2 調査費

関係協同組合等が調査会社等に支払う信用調査費

### 第4 相談窓口機関の設置

- 1 相談窓口機関としての業務を行うことを希望する機関は、都道府県援農情報相談窓口計画書を作成し、事業実施主体に応募する。事業実施主体は、都道府県ごとに1機関を相談窓口機関に選定する。
- 2 計画書の内容及び様式については事業実施主体が別に定める。

### 第5 事業の手続

#### 1 事業の申請

- (1) 本事業による支援を受けようとする者は、広告等活動及び調査に係る調書を作成し、その根拠資料とともに、広告等活動に係る情報を一元管理する相談窓口機関がある都道府県については、本機関と通じて事業実施主体に助成金交付の申請をするものとする。
- (2) 相談窓口機関は、(1)により提出された調書等を取りまとめ、速やかに事業実施主体に提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、別記4第1の3 (1)アにより審査の上、適当と判断

する調書を承認する。

- (4) 調書等の内容及び様式については、事業実施主体が別に定める。

## 2 実績等の報告

- (1) 本事業により支援を受けた者は、調書に記載した事項の実績について、その根拠資料とともに、相談窓口機関に提出するものとする。
- (2) 提出期限は、事業が終了した日から2か月以内とする。
- (3) 相談窓口機関は、(1)により提出のあった実績等を取りまとめ、事業実施主体に提出するものとする。提出期限は、(1)の全てについて提出を受けた日から1か月以内とする。

## 第6 助成金の交付等

### 1 助成金の交付

事業実施主体は、第5の1(3)により承認された者に助成金を交付するものとする。なお、事業実施主体が必要と認める場合は助成金の概算払をすることができる。

### 2 助成金の返還等

- (1) 事業実施主体は、次の場合には、1の交付先に対し、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。

ア 調書等と大きく異なる活動が行われていると認められる場合

イ 本実施要綱、交付要綱又は事業実施主体が定める内規に違反した場合

ウ 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合

- (2) 事業実施主体は、1の交付先から返還された助成金について、事業対象期間中に当該返還された助成金を用いて別表2のIの事業に係る助成を行ってもなお残余となる場合には、補助事業が完了した日から3か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度の6月末日のいずれか早い期日までに、当該残余額を国に返還するものとする。なお、補助事業の完了後において上記の残余額を返還後もなお1の交付先から助成金の返還がある場合には、事業実施主体は、四半期ごとに返還金を取りまとめ、当該四半期の末日から1か月以内に国に返還するものとする。

## 第7 事業対象期間

令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材確保の必要性が解消された日又は同年12月末日のいずれか早い日とする。したがって、以下の場合は、事業対象期間中に係る取組についてのみ、本事業による支援の対象とすることとする。

- (1) 事業対象期間より前に取組を開始し、事業対象期間中に取組を終了する場合
- (2) 事業対象期間中に取組を開始し、事業対象期間が終了した後に取組を終了する場合
- (3) 事業対象期間より前に取組を開始し、事業対象期間が終了した後に取組を終了する場合

(別記4)

## 農業労働力確保支援推進事業

### 第1 事業の内容

別表2のIの事業における助成金交付及び関連する取組を推進するため、次に掲げる事業を実施する。

#### 1 事業実施に関する内規の作成

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために事業実施に関する内規を作成する。内規を作成又は変更した場合には、経営局長の承認を得るものとする。

#### 2 広報活動

事業実施主体は、別表2のIの事業の実施のため、代替人材等を確保するための広報活動を行う。

#### 3 支援事業の実施

##### (1) 調書の承認等

###### ア 調書の審査・承認

事業実施主体は、次の調書の審査を行うため、農業関係団体等の有識者により構成される事業推進委員会（以下「事業推進委員会」という。）を設置する。事業実施主体は、事業推進委員会が定める調書の審査基準に則して調書を審査し、審査の結果適当と判断する調書を承認するものとする。

(ア) 別記1の第4の1(1)により提出された掛かり増し経費等に係る調書

(イ) 別記2の第4の1(1)により提出された研修計画・実習等計画に係る調書

(ウ) 別記3の第5の1(1)により提出された広告等活動及び信用調査に係る調書

###### イ 審査結果等の通知

事業実施主体は、調書を作成した人手不足経営体等、関係協同組合等及び対象研修機関等に対し、調書の審査結果及び承認した場合は事業実施に係る留意事項を通知するものとする。

##### (2) 相談窓口機関の選定等

###### ア 相談窓口機関の募集

事業実施主体は、都道府県における広告等活動、調査に係る情報を一元管理するとともに、事業実施主体の広報活動及び支援事業の一部の委託を受ける機関として、都道府県で一つの相談窓口機関を募集する。

イ 都道府県援農情報相談計画書の承認

事業推進委員会は、別記3の第4の1により応募があった都道府県援農情報相談計画書の審査を行う。

ウ 審査結果の通知

事業実施主体は、事業推進委員会の審査結果を踏まえ都道府県に一つの相談窓口機関を選定し、その結果を応募団体に通知する。

#### 4 助成金の交付等

##### (1) 助成金の交付

事業実施主体は、3(1)アの調書の承認を受けた人手不足経営体等、関係協同組合等及び対象研修機関等（以下「調書の承認を受けた者」という。）に対し、別記1の第4の2、別記2の第4の2又は別記3の第5の2により提出された報告、及び5の(1)による確認又は指導を行った場合は、その際提出された報告を確認した上で、助成金を支払うものとする。なお、事業実施主体が必要と認める場合は助成金の概算払をすることができる。

##### (2) 助成金の返還等

ア 事業実施主体は、次の場合には、(1)の交付先に対し、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。

(ア) 調書と大きく異なる事業等が行われていると認められる場合

(イ) 本通知、助成金の交付条件又は事業実施主体が定める内規に違反した場合

(ウ) 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合

イ 事業実施主体は、(1)の交付先から返還された助成金について、事業対象期間中に当該返還された助成金を用いて別表2のIの事業に係る助成を行ってもなお残余となる場合には、補助事業が完了した日から3か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度の6月末日のいずれか早い期日までに、当該残余額を国に返還するものとする。なお、補助事業の完了後において上記の残余額を返還後もなお1の交付先から助成金の返還がある場合には、事業実施主体は、四半期ごとに返還金を取りまとめ、当該四半期の末日から1か月以内に国に返還するものとする。

#### 5 事業実施状況の確認等

##### (1) 事業実施状況の確認と指導

事業実施主体は、別表2のIの事業の実施状況を確認するために、調書の承認を受けた者に対し、必要に応じて当該事業に係る報告の提出を求めることができる。

また、事業実施主体は、必要に応じて現地において関係書類の確認及び聴取により、次に掲げる事項について把握・確認し、必要に応じ調書の承認を受けた者に対して適切な指導・助言を行うものとする。

ア 事業の実施状況及び事業に関する課題)

イ その他必要な事項

#### (2) 事業の中止・中止等

事業実施主体は、(1)により次に掲げる事態が発生していることを確認し、適切な指導・助言を行っても改善が見られず、事業の中止又は中止が適当と判断した場合は、調書の承認を受けた者に対し、事業の中止又は中止を決定した日及び事業を中断又は中止した後の措置について記載した「事業中止決定書」を通知するとともに、中断又は中止の手続を行うものとする。

ア 調書と大きく異なる事業が行われていると認められる場合

イ 調書の承認を受けた者に事業の継続の意思がないと認められる場合

ウ その他事業実施主体が、事業の中止又は中止がやむを得ないと認め  
る事由が発生した場合

## 第2 実施計画

### 1 実施計画の作成

事業実施主体は、農業労働力確保緊急支援事業の実施計画（別記4の別紙様式第1号。以下「実施計画」という。）を作成し、経営局長の承認を得るものとする。

補助金の使途は、別記4の別表1に定める補助対象経費のとおりとし、その範囲及び算定方法については別記4の別表2に定めるとおりとする。

また、事業実施主体は、事業の実施において別記4の別表1に定める区分IからIIへの流用を行おうとする時は、実施計画を変更し、経営局長の承認を得なければならない。

### 2 実績報告

事業実施主体は、農業労働力確保緊急支援事業の実績報告（別記4の別紙様式第1号）を補助事業が完了した日から3か月以内又は補助事業の事業完了年度の翌年度の6月末日のいずれか早い期日までに作成し経営局長に報告する。

## 第3 事業の委託

事業実施主体は、別記3の広告等活動及び調査に係る情報の一元化を図るため、相談窓口機関がある都道府県については本機関に対し調書、実績等の取りまとめを委託する。

#### **第4 国庫への返還**

事業実施主体は、別記4の別表1に定める補助対象経費以外に使用した場合には、速やかに、交付された補助金の一部又は全額を国に返還するものとする。

#### **第5 関係機関との連携**

本事業の実施に当たって、事業実施主体、都道府県、農業関係団体等の本事業の関係機関は互いに密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めるものとする。

#### **第6 報告及び検査**

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施主体に対し必要な事項の報告や現地への立入調査を行うことができるものとする。

#### **第7 その他**

第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、本事業の業務の一部を委託できるものとする。

(別記4関係 別表1)

区分	補助率	補助対象経費
I 農業労働力確保支援事業		
1 援農者緊急確保支援事業	定額	別記1の第3に定める助成対象経費
2 研修等支援事業	定額	別記2の第3に定める助成対象経費
3 人材呼び込み支援事業	定額 (1/2以内)	別記3の第3に定める助成対象経費
II 農業労働力確保支援推進事業	定額	賃金、専門員等設置費、技能者給、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託費、使用料及び賃借料、その他の経費

(別記4関係 別表2)

補助対象経費	範囲及び算定方法
賃金	<p>事業を実施するための、資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他の経費」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、当該団体内の賃金支給規則、国の規定による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を交付申請の際に添付することとする。</p> <p>賃金は、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。</p> <p>また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>
専門員等設置費	<p>事業を実施するための、企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。</p> <p>専門員等設置費の単価については、当該団体内の支給規則による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を交付申請の際に添付することとする。</p> <p>専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。</p> <p>また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>
技能者給	事業を実施するために必要となる専門的知識及び技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価。

	<p>技能者給の単価については、本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等を除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費を除く。）。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付することとする。</p> <p>また、事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>
謝金	<p>事業を実施するための、専門的知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付することとする。</p> <p>また、事業実施主体に属する者及び臨時雇用者等事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
旅費	事業を実施するための、資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に要する経費。
消耗品費	事業を実施するための、原材料、取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費。
印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、会議資料等の印刷製本の経費。
通信運搬費	事業を実施するために必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。

委託費	事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、各事業等に係る調書等及び実績等の取りまとめ、広告等活動及び関連する情報の取りまとめ、調査等）をほかの団体に委託するために必要な経費。
使用料及び賃借料	事業を実施するために追加的に必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。
その他の経費	事業を実施するための、広告費、文献等購入費、複写費、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、会場借料、原稿料、収入印紙代等の雑費等ほかの費目に該当しない経費。

- (注) 1 様助事業等に直接従事する者的人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房經理課長通知）に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金、賃金、専門員等設置費及び技能者給については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

(別記4関係 別紙様式第1号)

令和 年度 農業労働力確保緊急支援事業実施計画（実績報告）

番  
年  
月  
号

農林水産省経営局長 殿

所 在 地  
事業実施主体名

印

農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2経営第345号）別記4の第2の1（実績報告の場合は第2の2）の規定に基づき、下記のとおり農業労働力確保緊急支援事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

1 事業実施方針

--

2 広報活動

--

3 支援事業の実施

関係協同組合等（予定）数	団体	不足人員（予定）数	人

(支援の概要)

4 事業推進委員会の設置

(1) 委員の構成

委員氏名	現職	備考

(2) 委員会の開催

開催時期	開催場所	内 容	出席人数	備 考

5 事業実施状況の確認等

(確認等の実施内容)

6 担当者会議の開催 ※開催する場合は記載すること

開催場所	開催時期	会議の概要	参加者数

7 事業実施経費

区分	項目	金額
I 農業労働力確保支援事業	(1) 援農者緊急確保支援事業 (2) 研修等支援事業 (3) 人材呼び込み支援事業	

	小計	
II 農業労働力確保支援 推進事業		
1 広報活動	(1) 会場借料 (2) 旅費 (3) 資料印刷費等 (4) 企画運営費 (5) 委託費 小計	
2 支援事業	(1) 会場借料 (2) 旅費 (3) 資料印刷費等 (4) 企画運営費 (5) 委託費 小計	
合計		

(別記5)

## 農業機械等導入事業

### 第1 事業の内容

人手不足経営体への援農又は就農を支援する目的で研修を実施する事業実施主体に対し、必要となる研修用農業機械及び農業設備の導入を支援する。

### 第2 事業実施主体の要件

事業実施主体は、援農又は就農の促進に向けて、援農又は就農に必要となる農業知識・技術、農業機械操作等の習得を目的とした研修を実施するために、農業機械又は農業設備（以下「農業機械等」という。）を取得しようとする以下に掲げる団体又は当該団体が運営する研修機関であって、農業研修を適切に実施する能力及び導入した農業機械等について法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）が経過するまでの間、適切な管理運営を行うことのできる能力を有すると都道府県知事が認める研修機関とする。

- (1) 都道府県
- (2) 市町村
- (3) 民間団体（特定非営利活動法人、一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、学校法人、地方独立行政法人、農業協同組合等）

### 第3 本事業の補助対象となる農業機械等

本事業の補助対象となる農業機械等は、本体価格が50万円以上の研修用の農業機械（アタッチメントを含む）及び農業設備であって、原則として新品とする。

農業研修の実施に必要な農業機械等であっても、農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、ショベルローダー、バックホー、パソコン、プロジェクター等）の導入に要する経費は補助の対象としない。

### 第4 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、農業機械等の購入経費とする。

なお、事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了している農業機械等の導入に要した経費については、補助の対象としない。

### 第5 農業機械等の導入に係る留意事項

- 1 本事業により導入する農業機械等は、農業研修の目的のため使用する共同利用の農業機械等であって、農業経営体等の営農活動など研修以外の用途で使用しないものとする。
- 2 導入した農業機械等については、施錠可能な場所での保管、動産総合保険等の加入その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めるものとする。
- 3 援農や就農の際に必要となる農業知識・技術等の習得を目的とした研修を行う観点から、既に研修機関が所有する農業機械等と同能力のものを再整備するのでは

なく、より能力の高い農業機械を選択するものとする。また、人手不足産地において省力的かつ効率的な農業生産への転換を進めるため、本事業において研修用のスマート農業機械等の導入ができるものとする。

- 4 農業機械等の購入先の選定に当たっては、可能な場合は一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- 5 事業実施主体は農業機械等による事故を防止する観点から、農業機械等を活用して実施する研修において、農作業安全に関する講習を実施する等研修受講者の安全確保に配慮するものとする。
- 6 事業実施主体は、導入した農業機械等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）別記様式第8号の財産管理台帳を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管するものとする。
- 7 本事業で導入する農業機械等の効率的な利用を図る観点から、労働力不足の産地への援農希望者及び就農希望者に対する農業研修に使用しない時間帯や期間がある場合は、農業教育機関等の就農希望者や学生等に対する農業研修に利用できるものとする。
- 8 本事業で導入する農業機械等の効率的な利用を確保する観点から、本事業により導入した農業機械等を活用して実施する農業研修については、年間の研修受講者数を15名以上確保するよう努めるものとする。
- 9 本事業で導入する農業機械等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）を適用しない。
- 10 事業実施主体が、本事業で導入した農業機械等について効果的な農業研修の実施等を目的として農業研修を実施する第三者に貸し付ける場合は、次によるものとする。
  - (1) 事業実施主体が、第三者に対し、農業機械等の貸付けを行おうとする場合、あらかじめ事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事及び地方農政局長に貸付けの目的、貸付けの相手方、貸付期間、貸付方法等について届出を行うものとする。
  - (2) 貸付けの対象となる者は、第2の1から3までに掲げる者とし、援農や就農の実施を支援するための研修を適切に実施するとともに、農業機械等を貸付期間中、良好な状態で管理運営する能力を有する者とする。
  - (3) 農業機械等の貸付けに当たっては、事業実施主体及び貸付けの対象となる者は、貸付期間、貸付料金、貸付期間中の農業機械等の維持管理の方法、目的外使用の禁止等を明記した契約を書面で締結するものとする。
  - (4) 事業実施主体が貸付けの対象となる者から賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体の負担（事業費・補助金等）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額の範囲内とする。

## 第6 捧助金の交付

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に挙助金を交付する。
- 2 本事業の挙助率は、2分の1以内とする。
- 3 国は、第7の2により都道府県知事から提出された都道府県事業計画を踏まえ、必要に応じて都道府県若しくは事業実施主体から実施するヒアリング又は国費要望額当たりの年間研修予定人数等の事業効果を踏まえ、予算を配分する。  
なお、1事業実施主体当たりの国費要望額の上限は5,000万円とする。
- 4 挙助金の交付を受けた都道府県の知事は、第7の2により承認された都道府県事業計画に基づく事業実施主体に対し、助成するものとする。
- 5 都道府県の負担については、事業実施主体が都道府県の場合は、当該事業に係る挙助対象経費の1/2、事業実施主体が都道府県以外の場合は、挙助対象経費の1/4以内とする。

## 第7 実施計画等の提出

- 1 事業実施主体は、別記5の別紙様式第1号により実施計画を作成し、事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出された実施計画について、事業実施主体が本事業の実施主体として適当であるか及び事業実施主体により実施予定の研修が効果的なものと認められるか等を審査の上、別紙様式第2号の都道府県事業計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の承認を得るものとする。
- 3 都道府県事業計画について、担い手育成・確保等対策事業費挙助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）の別表に定める重要な変更を行う場合は、1及び2に掲げる手続に準じて行うものとする。

## 第8 事業実績等の報告

- 1 事業実施主体は、事業実績について、別記5の別紙様式第1号により実績報告を作成し、事業完了の日から1か月以内又は当該事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事へ報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の実績報告を踏まえ、挙助事業の完了の日から3か月以内又は挙助事業の完了年度の翌年度6月末日のいずれか早い期日までに別紙様式第2号により都道府県実績報告を作成し、地方農政局長に報告するものとする。

## 第9 事業の適切な執行に向けた指導等

- 1 都道府県知事は、本事業を適切に執行するため、本事業により導入した農業機械等が法定耐用年数を経過するまでの間、事業実施主体により適切に管理運営されるため、必要に応じ、事業実施主体から報告又は資料の提出を求め、事業実施主体

に対し、適切な指導を行うものとする。

- 2 地方農政局長は、本事業の適切な執行に必要な場合は、都道府県知事又は事業実施主体に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて、指導及び助言を行う。
- 3 地方農政局長は、本事業の完了後においても、本事業の適切な執行を確認するため、必要な限度において、都道府県知事及び事業実施主体に対し、本事業により導入した農業機械等の利用状況等について報告又は資料の提出を求めることができる。

#### 第10 その他

- 1 事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業で導入した農業機械等の法定耐用年数が残存する間に農業機械等の農業研修の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 1により事業実施主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容について遅滞なく地方農政局長に報告し、その指示を受けるものとする。

(別記5 別紙様式第1号)

令和 年度 農業機械等導入事業実施計画（実績報告）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地  
事業実施主体名

印

農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2経営第345号）別記5の第7の1（実績報告の場合は第8の1）の規定に基づき、下記のとおり農業機械等導入事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
代表者	
住所	
研修実施機関名※	

※事業実施主体と研修実施機関が異なる場合に記載すること。

2 事業の実施方針

(1) 地域の課題及び事業実施の必要性

(2) 援農や就農促進に向けた研修方針

(3) 導入する農業機械等を活用して行う農業研修の概要等

① 農業研修の内容（目的、内容、研修コース数、1コース当たりの研修日数等）

② 研修対象者・年間研修人数

③ その他（導入する農業機械等の活用方針）

(4) 農業機械等の導入・研修の実施により期待される効果

--

3 事業の内容

導入する農業機械、農業設備の内容（機械・設備の名称、規格・規模、台数等）				
総事業費（消費税込み） (円)	負担区分（円）			
	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他
完了年月日（予定）				
備考				

4 添付書類

- (1) 見積書等、事業費の積算根拠となる資料
- (2) 農業機械、農業設備の規模算定根拠
- (3) 研修実施機関の概要
- (4) 財産管理台帳の写し（実績報告時のみ）
- (5) その他参考となる資料

(別記5 別紙様式第2号)

令和 年度 農業機械等導入事業都道府県事業計画（実績報告）

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事 印

農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2経営第345号）別記5の第7の2（実績報告の場合は第8の2）の規定に基づき、下記のとおり農業機械等導入事業都道府県事業計画（実績報告）を提出する。

## 農業機械等導入事業 都道府県事業計画（実績報告）

## 1 都道府県内事業実施主体の事業計画の総括表

番号 記入例	事業実施主体名 (外体教育機関)	農業機械等の設置場所 (○○農業専校 (○○市○○町))	導入する農業機械等の内容 (名称、規格・規模、台数等)	総事業費 (円) 50,000,000	負担区分(円)			仕入れに係る 消費税相当額 (円) 0	完了 年月日 2021年3月30日 60名/年間
					国庫補助金 25,000,000	都道府県費 25,000,000	市町村費 0		
1	○○県 (○○農業大学校)	○○農業専校 (○○市○○町)	トラクター (****、2台)、コンバイン (****、2台)、農業用マルチプローター (****、2台)	50,000,000	25,000,000	25,000,000	0	0	該当なし
2									
3									
			都道府県合計						

2 事業完了(予定)年月日：令和 年 月 日

## 3 添付資料

- (1) 事業実施主体から提出のあつた別紙様式第1号
- (2) 見積書等事業費の概算となる資料
- (3) 研修実施機関の概要
- (4) その他参考となる資料